

平 監 第 5 4 号
令和 2 年 11 月 30 日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の実施日

令和 2 年 11 月 4 日から同月 12 日まで

2 監査の対象（実施順）

金田小学校、猿賀小学校、尾上中学校、竹館小学校、平賀東中学校、平賀東小学校、小和森小学校、大坊小学校、松崎小学校、碓ヶ関中学校、碓ヶ関小学校、平賀西中学校、柏木小学校

3 監査の範囲

令和元年度における下記の項目について、関係書類の照合、検査、現場確認を行うとともに、説明者からの聴取により監査を実施したものである。

- (1) 財務事務、就学援助費・就学奨励費に関する事務の執行状況
- (2) 給食費に係る通帳等の保管状況
- (3) 薬品、備品、施設設備の管理状況

第2 監査の結果

財務事務の執行等については、適正に処理されているものと認められた。

業務委託履行状況については、一部の学校において保守点検の結果報告書が学校で保管されておらず、教育委員会で保管していたため、今後は写しを学校へ配付するなど相互確認できるよう情報を共有していただきたい。

また、各小学校における遊具の点検結果報告を見ると、前年度から継続してC判定となっている遊具があり、児童の怪我等が危惧されることから、校内における安全確保のため予算等の配慮が必要と思われる。

薬品については、施錠された保管庫に適正に保管されていたが、一部の学校で薬品台帳に未記載の薬品があったため、台帳へ記載し適切に薬品の残量を管理していただきたい。

なお、各校とも監査関係書類が整理されていることと立ち会い職員の明確な説明を受けたことで、監査時間の短縮が図られ詳細審査が可能であった。